

問 合 せ 先	環境局業務部業務第二課 指導係 504-2222
---------	-----------------------------

## し尿処理手数料の減免について

### 1 減免の内容

集中豪雨、高潮その他異常な自然現象により、雨水又は汚水が多量に侵入した世帯のし尿を、生活環境の保全上必要と認めて処理する場合、当該処理に係るし尿処理手数料を減免します。

### 2 対象者

集中豪雨、高潮等による被災後、直ちに臨時収集の申し出があった世帯のうち、市長が減免の必要があると認めたもの（欠陥便槽等の場合は対象とはなりません。）。

### 3 手続きの方法

し尿処理を申し込む時に、異常な自然現象による浸水等であることを教えてください。（浸水等の事実確認は、後日、本市が行います。）

### 4 し尿収集申込先

東区の福田・馬木・温品・上温品地域及び安芸区を除く市域にお住まいの方	広島市都市整備公社 環境事業課料金係 電話 244-7791
------------------------------------	-----------------------------------

### 5 注意事項

東区の福田・馬木・温品・上温品地域及び安芸区にお住まいの方は、安芸地区衛生管理組合業務課が減免措置等を行っていますので、そちらにご連絡ください。（電話 885-2534）